

（がん具用煙火）

第27条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。（せ）

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。（せ）

条則

（がん具用煙火の火災予防上必要な措置）

第9条 条例第27条に規定する火災予防上支障のある場所並びにがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) がん具用煙火は、引火性若しくは爆発性の物品、法第23条の規定によるたき火若しくは喫煙の制限区域又は条例第24条第1項第3号の消防長が指定する場所から20メートル以上離れ、かつ、建築物又は可燃物から3メートル以上離れた位置において消費すること。
- (2) 不発のがん具用煙火及び消費したからは、水に浸す等の火災予防上安全な措置を講ずること。
- (3) がん具用煙火を年少者が消費するときは、保護者はこれを監視し、がん具用煙火、点火用マッチ等の位置及び消費位置に注意して消費させること。
- (4) がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場所の附近においては、火気を取り扱い、又は喫煙しないこと。
- (5) がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい位置に、「火気厳禁」及び「禁煙」の標識を設けること。

（あ）（え）（け）

【解説】

本条は、一定の場所でのがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについて規定したものである。なお、火薬類取締法によって規制を受ける場合においては、同法の規定によるもので、本条の規制は適用されない。

1 適用範囲

- (1) 「がん具用煙火」とは、がん具として用いられる煙火、その他のこれに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則第1条の5に規定するものをいう。

- (2) 第3項は、火薬類取締法施行規則第91条第2号の数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について、適用されることとなるが、5分の1未満のがん具用煙火についても、火災予防上安全に管理するよう指導すること。

2 第1項

- (1) 「火災予防上支障のある場所」とは、条則第9条第1号に掲げる場所をいう。
- (2) 条則第9条第1号について
- ア 「引火性の物品」とは、常温又は加熱により可燃性ガス又は蒸気を発生する物品をいう。
- イ 「爆発性の物品」とは、加熱により分解爆発するもの及び燃焼速度が極めて早く、瞬時に燃焼するものをいう。
- ウ 「建築物」とは、建築物の可燃性の部分をいい、耐火建築物等の場合で、可燃性の部分がない場合は該当しない。

3 第2項

炎、火花及び高温体との接近防止のための措置は条則第9条第2号から第4号までに掲げるほか、次に示すものがある。

- (1) がん具用煙火の近くで燃焼器具を使用しないこと。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源が影響する場所から安全な距離をとるか又は区画すること。
- (3) 店舗で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止すること。
- (4) 裸電球の接近を避けること。

4 第3項

- (1) 一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火について、より高い安全性のための措置を要求したものである。
- (2) 「不燃性の容器」には、難燃性の容器は含まれない。

5 標識

条則第9条第5号に掲げる標識の大きさは、短辺25センチメートル以上、長辺50センチメートル以上とし、色は地を赤とし文字を白とする。